

(仮称)パートナーしがプラン2030(原案)に対して提出された 御意見・情報等とそれらに対する滋賀県の考え方について

1 県民政策コメントの実施結果

令和7年12月16日から令和8年1月15日までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、(仮称)パートナーしがプラン2030(原案)について、御意見・情報の募集を行った結果、**団体等・市町を含む35名の方から合計160件の御意見・情報等**が寄せられました。

これらの御意見・情報等に対する滋賀県の考え方は次のとおりです。

なお、取りまとめにあたり、提出された御意見・情報等の一部は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっています。

2 御意見・情報等の内訳(件数)

項 目	個人	団体等	市町
第1章 計画の趣旨	7	1	0
第2章 現状と課題	4	0	0
第3章 計画の基本的な考え方	6	2	0
第4章 取組の方向			
目指す姿Ⅰ 性別にかかわらず一人ひとりが多様な選択ができる社会	22	5	0
目指す姿Ⅱ 性別にかかわらず一人ひとりが安全・安心に暮らせる社会	34	7	2
目指す姿Ⅲ 性別にかかわらず一人ひとりが働く場で活躍できる社会	15	7	0
目指す姿Ⅳ 性別にかかわらず一人ひとりが地域や家庭生活などあらゆる分野で活躍できる社会	19	4	0
第5章 計画の総合的な推進	5	0	0
政策目標・事業目標・参考指標	9	1	0
その他	8	0	2
計	129	27	4

合計 160

3 提出された御意見・情報等とそれらに対する滋賀県の考え方

No	頁	御意見・情報等	滋賀県の考え方
第1章 計画の趣旨			
1	ー	現在、出生時に割り当てられた性別や戸籍に基づいて制度が構成されている。同性婚が法的に認められるようになった場合、男女の役割分担といった議論の枠組み自体を変えなければならない可能性もある。こうした変化を考慮した計画になっているか。	性のあり方も含め、一人ひとりの多様性が認められ、活躍できる社会を実現することは重要であり、本計画の基本理念でも、その視点にふれております。 一方で、今なお、男女という性別による役割分担意識や無意識の思い込み、それらを背景とした制度・慣習等は存在しており、統計においても男女の間に様々な格差が生じている状況を示していることから、まずは、5年後に本県が目指すべき姿を本計画で、お示ししているところです。
2	ー	パートナーしがプラン2025をさらに進めていこうという熱い思いを感じる。意識の面で「男性が優遇されている」と多くの人を感じているとあるが、意識、感情だけでなく形として現実にまだまだ差別や賃金格差、待遇の差が大きくあるのだということ、クローズアップできないかと思う。	御意見も踏まえて、具体的な取組を検討してまいります。
3	2	女性活躍とは具体的に何を指すのか客観的な測定基準を示すこと。	活躍するとは、職場や家庭、地域など、あらゆる場面において、一人ひとりの価値観により、様々な活躍があると考えておりますので、統一的な基準を示すことはできません。
4	ー	本計画で対象としている女性は、生物学的にいう女性を対象にしているのか。性自認に基づく女性を対象にしているのか。	本計画は、あらゆる場面において、男女の間に格差が生じていることに着目して策定するものであり、御指摘の対象のいずれも含み得ると考えております。
5	2	12行目の「行政はもとより、家庭、地域、学校、職場などにおける全ての県民が、それぞれの立場で、自ら考え、行動するための共有の指針となる計画」とは何のことか。抽象的過ぎて意味が分からない。指針という抽象的な表現をした計画に対して公金を投入することで、どのような利益を県民にもたらすのか。	本計画は、男女共同参画・女性活躍を推進するために策定するものです。目的を達成するためには、あらゆる場面で、様々な立場の県民の皆様御理解・御協力が必要不可欠であることから、本計画を、そのための一つの指針として位置づけております。
6	ー	女性が選挙権を得てから80年近く経過し、高市早苗さんが女性で初めて総理大臣に就任され、政治に関心をもつ女性たちに勇気を与えたと思う。これまでの女性たちの努力や国民の理解によるものとする。このことを記載するべき。他同様の御意見2件	本計画は、県が男女共同参画施策や女性の職業生活における活躍を推進するために策定するものであるため、原案のままとさせていただきます。
第2章 現状と課題			
7	8	図8が示す調査で把握したデータは、アンコンシャス・バイアスと矛盾している。無意識は自己申告では測定不可能であり、測定できないものを指標として、調査するべきではない。成果指標なのか、プロセス指標なのか、何を図るのか明確じゃないと調査が目的となり、現場にとっては負担だけが残る。測れないものを解消せよと求める時点で、政策として成立していない。適切な指標を提示すること。	本計画では、アンコンシャス・バイアスにとらわれず、自分の希望に応じて、あらゆる選択ができる社会の実現を目指しております。 御指摘の調査はアンコンシャス・バイアスの影響を図るために実施しているものではなく、県民の皆様が社会全体の男女の地位の平等感を、どのように感じてもらえるかをお聞きしているものです。 なお、御指摘のとおり、固定的な性別役割分担意識や、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が社会全体でみた男女の地位の平等感に直接、影響を及ぼしていない可能性を踏まえて、以下のとおり文章を修正いたします。（7～12行目） 【修正前】 ・その背景には、まだまだ多くの固定的な性別役割分担意識が残っていることや、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）、これらを背景とした様々な男女間格差の影響が考えられます。 【修正後】 ・様々な男女間格差による影響の可能性がありますが、その背景には固定的な性別役割分担意識や、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の存在が考えられます。

No	頁	御意見・情報等	滋賀県の考え方
8	8、 16、 21、 27	何度も「アンコンシャス・バイアス」を問題の背景としてとらえているが、テレビや新聞等のメディアでも取り上げられジェンダー平等の観点から問題だと認識したうえでも、性別役割分担が、家庭や企業、社会の様々な面で起きている。構造的に性別役割分担が残っている背景をもう少し掘り下げ、分析してほしい。	御意見も踏まえて、更なる現状と課題の分析を行い、効果的な取組につなげてまいります。
9	9、 12	P9・図11配偶者からの暴力に関する相談件数が増加しているにもかかわらず、P12・図16の母子家庭の世帯数は減少している。短絡的に繋げてはいけないのかもしれないが、女性の経済的非自立が離婚を妨げ、我慢をしいているのではないかと考えられる。非正規雇用でなく、正規雇用で安定した収入が得られるよう、女性の正規雇用促進をしている企業をアピールできる施策ができないか。	本県では、女性の活躍を推進する企業をその実績に応じて三段階で認証する「滋賀県女性活躍推進企業認証制度」を実施しており、更なる拡大に向けて取組を進めてまいります。
10	12	図16ひとり親家庭の世帯数には父子世帯が912世帯と数字が出ているが、母子家庭の就労収入を数値化する時、父子世帯を割合で示すと小さい数値になる。数字として出すことで父子家庭の声をもっと聴けるのではないか。	具体的な取組にあたっては、父子家庭の状況も踏まえて進めてまいりますので原案のままとさせていただきます。
第3章 計画の基本的な考え方			
11	27	女性活躍政策は従来、不利な状況の是正と機会格差の解消を目的としてきた。しかし、2030年を展望すると、人口減少・労働力不足・多様化といった社会全体の構造問題にシフトしている。そこで政策のフレームを転換し、「女性を活躍させる」から「誰もが能力を発揮し続けられる社会構造をつくる」へシフトさせることが合理的である。具体的には、女性活躍・男女共同参画を引き続き重要な政策柱としつつ、ジェンダーダイバーシティ/DE&I実現の中核的テーマとして位置づけ直すことが適切である。つまり、「女性活躍＝ゴール」ではなく「女性活躍＝DE&I社会実現の重要な構成要素」という整理である。	本計画は、現状、あらゆる分野に生じている男女間格差に着目し、男女共同参画・女性活躍の推進を目指すものですが、御指摘のとおり、ここでの取組が、ひいては、誰もが自身の性のあり方を尊重されるジェンダー平等社会や、あらゆる人に魅力を感じてもらえる“選ばれる滋賀県”にもつながるということを基本理念に明記しております。
12	27	基本理念の12行目「個性や能力を発揮できる」とは、誰がどのような基準で判断するのか。事業者が「発揮できている」と判断し、女性が発揮できていないと感じた場合、どちらの認識が優先されるのか。	様々な指標を用いて総合的に判断する必要があると考えております。
13	27	基本理念の15～16行目「誰もが、自らの意思と責任のもと、あらゆる分野に参画できる機会を確保すること」について、主語と述語の関係が不明確であるが、個人の責任であらゆる分野に参画する機会を確保するという意味なのであれば、「希望する分野に参画する機会をできるだけ広く提供する」に変更を望む。	本計画は、県が、あらゆる主体に御協力をいただきながら、男女共同参画施策や女性の職業生活における活躍を推進するために策定するものであり、御指摘のような意図をもって記載している文章ではないため、原案のままさせていただきます。
14	27、 28	若年層や先進的な企業では、「女性活躍」という言葉が「対象限定的」、既に“前提”と受け取られ始めている。「DE&I」「インクルーシブ」「ウェルビーイング」といった概念は、経営・人材戦略と直結する言葉として浸透しつつあり、行政計画が「企業連携」「県民理解」「次世代へのメッセージ」を重視するのであれば、言葉のアップデートは不可避。計画文言の段階で「ジェンダーダイバーシティ」「多様性」「包摂」を明示すべき。	P28の「取組を進めるにあたって大切なこと」で、年齢、性別、障害の有無、国籍などにかかわらず、それぞれの個性や能力を発揮できる社会を目指しますこととしておりますので、原案のままさせていただきます。

No	頁	御意見・情報等	滋賀県の考え方
15	28	「取り組みを進めるにあたって大切なこと」6～8行目に記載されている「一人ひとりが大切にしていることを尊重しながら、年齢、性別、障害の有無、国籍などにかかわらず、それぞれの個性や能力を発揮できる社会を目指し」はとても大事な視点だと思う。色々な差別や分断が強まっているなかで、たとえ当たり前のことであっても「取り組みを進めるにあたって」として文字できちんと打ち出してくれているのは、嬉しい。	県民の皆様がこのことがしっかりと伝わるよう具体的な取組を検討してまいります。
16	28	1行目に記載の「取組を進めるにあたって大切なこと」について、「県での取組がその人の生き方に対して押しつけとならないよう」とあるが、一人ひとりの選択にジェンダーバイアスによる影響があり、それを払拭していこうとする「ポジティブ・アクション」としての本プランの位置づけがゆらがないかを懸念する。「県での取組がその人の生き方に対して押しつけとならないよう」という一文は本来必要がないと思う。現状認識では、女性の非正規雇用率、女性管理職比率などの観点で、ジェンダーギャップが大きいとされている通り、「ジェンダー平等社会を目指して」という基本理念は達成目標として切実なものだと考える。プランの意義目的が県民に周知・理解されるよう努めてほしい。 他同様の御意見2件	本計画では、男女間の格差に着目して取組を進めるものですが、検討を進める中で、例えば、県男女共同参画審議会で「女性の就労を促進することは、大切なことではあるが、負担に感じる人もいるので配慮が必要」等といった御意見もいただいております。御意見も踏まえて、具体的な取組を検討してまいります。
第4章 取組の方向			
目指す姿Ⅰ 性別にかかわらず一人ひとりが多様な選択ができる社会			
17	29	9行目「依然として社会全体が変わるまでには至っていません。」とあるが、これまでの取組により改善している指標も多数あることが既に示されていることから、「社会全体では理想とする姿に向けて前進しているものの、改善すべき点は多数のこされています」などのように改善はしていることを正当に評価する記載にはいかがか。	御意見を踏まえて以下のとおり文章を修正いたします。 【修正前】 これまで男女共同参画を推進する様々な取組を進めてきましたが、依然として社会全体が変わるまでには至っていません。 【修正後】 本県の男女共同参画は着実に進展している一方で、依然として社会全体が変わるまでには至っていません。
18	29	18行目に「男女共同参画意識の浸透」とあるが、これは市民に男女共同参画意識を持つことを強制するものなのか。例えばP55政策目標①では指標として「固定的性別役割分担意識にとらわれない」ことを挙げているが、役割分担意識や無意識の思い込みを持つこと自体は違法でも何でもなく、内心の自由等の観点からその考えは尊重されるものと思うが、いかがか。 あるいは、浸透とは啓発や広報といった「浸透に向けた取組」による結果として期待される効果であって、同指標の改善を直接目指すものではなく、市民へ特定の考えを強制するものではないならば、誤解なきよう関連する箇所にもそのように記載されてはいかがか。	御指摘のとおり、男女共同参画の取組の結果として「男女共同参画意識の浸透」があるものと考えております。 P28の「取組を進めるにあたって大切なこと」で、県での取組がその人の生き方に対して押しつけとならないよう、男女共同参画の取組を進めていくこととしておりますので、原案のままさせていただきます。

No	頁	御意見・情報等	滋賀県の考え方
19	29 ～ 32	P29の基本認識の29～30行目では「アンコンシャス・バイアスへの気づきの重要性」が重視されている一方で、20～21行目では男女の格差の要因として、「長い年月をかけて形成された意識や習慣、制度、組織などの社会構造が大きな要因の一つ」と分析されている。しかし目指す姿Ⅰの取組の方向にある記載は、いずれも意識啓発やその手法の検討に重きがおかれており、「制度や組織の社会構造」への具体的なアプローチが弱く感じる。具体策の記述を望む。	御指摘の男女間格差の要因に関する記述については、効果的な普及啓発のために必要な視点として記載しているところでは、具体的なアプローチについては、目指す姿Ⅰだけでなく、その他の目指す姿での取組も含め、あらゆる分野での取組を総合的に進める必要があると考えておりますので、原案のままとさせていただきます。
20	29 ～ 31	県立男女共同参画センターの研修・学習会はとても興味のわく内容ばかりで、毎回、楽しみにしている。毎回、参加できるわけではないが、魅力的なものが多いので、様々なSNSで発信してほしい。図書・資料室も充実しているとのでもっとアピールできないか。	ホームページやメールマガジン、チラシ等の様々な手法により広報しているところですが、御意見も踏まえて、引き続き、効果的な取組を検討してまいります。
21	30 、 そ の 他 多 数	無意識の思い込みアンコンシャス・バイアスとは本人が自覚していない偏見を指すが、自覚していないものを、具体的にどのように解消するのか。	本計画は、アンコンシャス・バイアスにとらわれず、自分の希望に応じて、あらゆる選択ができる社会の実現を目指しております。例えば、まずは、誰もが、そのようなバイアスを持ち得る可能性があるということに、留意して行動することが重要であると考えており、そのための意識啓発に取り組めます。
22	30 、 そ の 他 多 数	無意識のバイアスを解消するにあたり、無意識の思い込み等に関する気づきや理解を促すだけでは政策手段として不十分。 無意識バイアスの解消を掲げる以上、誰が、どのような基準で、どのような方法で測定評価するのか。行政としてどのような状態を解消と定義するのか、指標を提示すること。	本計画では、アンコンシャス・バイアスにとらわれず、自分の希望に応じて、あらゆる選択ができる社会の実現を目指しております。 そのため、アンコンシャス・バイアスの解消に関する指標ではなく、目指す姿Ⅰの政策目標として「様々な場面の選択において、性別を意識せずに自身の希望どおり選択している人の割合」の向上を掲げております。
23	30	12～14行目にジェンダー平等債の発行が記載されているが、計画期間内に発行するという理解でよいか。	令和8年6月の発行を目指しております。
24	30	12～14目行に記載のジェンダー平等債の発行が、意識改革や社会的関心の喚起にどのようにつながるのか。その狙いと具体的な内容はいかに。 他同様の御意見4件	ジェンダー平等債は、その発行を通じて、投資家や県民の皆様をはじめとした多くの方に、設定する目標やその達成に向けた取組等をアピールすることで、滋賀県の取組や男女共同参画そのものに対する関心や理解、共感いただくことを目指しています。 皆様に、関心や理解、共感をいただくためには、男女共同参画社会の実現に向けて積極的な目標を設定し、取組を進めることが極めて重要であり、これまで本計画の策定過程の中で多様な主体に御意見をいただきながら、検討を進めているところです。なお、現在調整中の内容は以下のとおりです。 ●ジェンダー平等債の発行概要【調整中の内容】 【発行手法】 サステナビリティ・リンク・ボンド ※設定目標に共感いただくことで 資金調達する債券 【目標】 (仮称)パートナーしがプラン2030に定める目標から選定 ※令和8年3月策定予定の本計画と合わせて 検討中 【発行時期】 令和8年6月予定 【発行額】 50億円程度

No	頁	御意見・情報等	滋賀県の考え方
25	30	14行目にジェンダー平等債（ESG債）とあるが、男女共同参画社会実現の加速化のために効果があるとの目論見を分かりやすく説明する必要があり、また、償還時万一、欠損が出たらはどこのだれが引き受けるかを明示すべき。	ジェンダー平等債は、男女共同参画に対する社会的関心の喚起や理解と共感の輪を拡大することを目指して発行するものであり、本計画でも、その趣旨を明記しているところです。 本県が発行するジェンダー平等債は、満期到来時に元本を一括して償還する満期一括償還方式の債券としての発行を予定しております。なお、債券の価格は、市場の金利水準の変化に対応して変動しますので、償還前に換金する場合には、損失が生じるおそれがあります。 以上のことから、原案のままとさせていただきます。 なお、現在調整中のジェンダー平等債の発行概要はNo24に記載のとおりです。
26	30	32～35行目について、行政が県民、事業者の「無意識」に介入することは、思想・良心の自由を定めた憲法第19条との関係でどのように整理されているのか。 また、無意識の思い込みが繰り返し強調されることで、事業者や個人が意識の持ち方を行政から問われていると感じていた場合、どう対応するのか、県としての考えはいかに。	本計画は、行政が、個人の思想・信条に働きかけを行うために策定するものではなく、目指す姿Iで「様々な場面の選択において、性別を意識せずに自身の希望どおり選択している人の割合の向上」を政策目標として掲げているとおり、意識の面において、性別にかかわらず、男性も、女性も、個性や能力を発揮できる社会の実現を目指すものです。 御指摘も踏まえながら、意識の持ち方を問われていると感じられないよう、説明を尽くしてまいります。
27	30	37～38行目について、関係機関の定義が曖昧で、行政に恣意的選択の余地が残る点は深刻。利害関係者の選定が恣意的に行われれば、政策運用そのものが正当化される。選定基準と公開ルールを明記すること。	具体的な取組の内容によって、どのような関係機関と連携するかは、異なるため、本計画に明記することは困難です。
28	31	県立男女共同参画センターの図書資料室には、地域と時代の女性の生き様や喜び、悲しみが記された女性史などの資料が保存されている。これらを大切に守り散逸させず、県民に発信してほしいと思う。 他同様の御意見1件	御指摘の件については、本計画の5～6行目において、明記しているところです。県立男女共同参画センターの図書・資料室の蔵書等を充実するとともに、女性史等の男女共同参画に関する歴史的資料の保存・活用を進めてまいります。
29	31	9～11行目の文章について、下線部を追加していただきたい。 ○様々な情報を主体的に収集し、真贋を判断する能力と共に、事実に基づく情報を適切な表現を用いて情報発信できるよう、ICTリテラシーやメディア・リテラシーの向上を図るための取組を進めます。	御意見を踏まえて以下のとおり文章を修正いたします。 【修正前】 ○様々な情報を主体的に収集、判断する能力の他、適切な表現を用いて情報発信できる能力を身につけられるよう、ICTリテラシーやメディア・リテラシーの向上を図るための取組を進めます。 【修正後】 ○様々な情報を主体的に収集し、その信頼性を判断する能力の他、適切な表現を用いて情報発信できる能力を身につけられるよう、ICTリテラシーやメディア・リテラシーの向上を図るための取組を進めます。

No	頁	御意見・情報等	滋賀県の考え方
30	31	<p>近年、ICTの浸透は目覚ましいものがあり、特にインターネットを使った情報が増大している。事実ではないフェイク情報や偏った意見等が集中的に発信されていると感じる。今、正しくメディア・リテラシーを理解し判断できるように取り組みを進展させるべき。</p> <p>10～11行目について、原案は5年前のプランとほぼ同文のままで、この間の急激な変化を受け止め、対応していく文言がない。現状に即した内容の記述をお願いする。</p>	<p>御意見を踏まえ、関係の皆様にも、状況を伺いながら、具体的な取組について、検討してまいりますとともに、以下のとおり文章を修正いたします。</p> <p>【修正前】 ○様々な情報を主体的に収集、判断する能力の他、適切な表現を用いて情報発信できる能力を身につけられるよう、ICTリテラシーやメディア・リテラシーの向上を図るための取組を進めます。</p> <p>【修正後】 ○様々な情報を主体的に収集し、その信頼性を判断する能力の他、適切な表現を用いて情報発信できる能力を身につけられるよう、ICTリテラシーやメディア・リテラシーの向上を図るための取組を進めます。</p>
31	31	<p>(2) ①に「教科書や名簿、行事、校則など学校教育の中で固定的な性別役割分担を見直し、ジェンダー平等と人権の立場に立った教育を推進する」の加筆を要望する。</p>	<p>男女共同参画社会の実現に向けた教育を含む、すべての取組における基本認識として、P29では人々の意識や様々な物・事に固定的な性別役割分担意識が根付いている可能性があることについて触れていることから、原案のままとさせていただきます。</p> <p>いただいた御意見は、具体的な取組を進める上で参考とさせていただきます。</p>
32	31	<p>34～37行目の「本人やパートナーが、～将来の生き方や働き方を主体的に選択できる能力、態度を育てる「ライフ&キャリア教育」～」の「能力、態度を育てる」の後に「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の加筆挿入を要望する。</p>	<p>御意見を踏まえて以下のとおり文章を修正いたします。</p> <p>【修正前】 ○本人やパートナーが、結婚や妊娠・出産等をする・しないも含め、自らが思い描くライフイベントを踏まえて、自分が大切にしていることが何かを考え、将来の生き方や働き方を主体的に選択できる能力、態度を育てる「ライフ&キャリア教育」を充実します。</p> <p>【修正後】 ○本人やパートナーが、結婚や妊娠・出産をする・しない、また、リプロダクティブ・ヘルス/ライツという考え方も含め、自らが思い描くライフイベントを踏まえて、自分が大切にしていることが何かを考え、将来の生き方や働き方を主体的に選択できる能力、態度を育てる「ライフ&キャリア教育」を充実します。</p>

No	頁	御意見・情報等	滋賀県の考え方
33	31	<p>子ども、若者に向けた取り組みの16～18行目、固定的な役割分担意識やアンコンシャスバイアスにとらわれず、主体的に学び、考え、行動できるよう、男女共同参画社会の実現に向けた教育を推進するとあるが、何を拠り所とすれば良いのか。これまでのそれぞれの価値観で教育を行えば、また長い長い時間がかかる。根底に人権をベースとすること、セクシャルリプロダクティブヘルス&ライツ、包括的性教育をもとにすすめていくことを明記されたい。</p>	<p>包括的性教育については、P39・33行目に記載のとおり、学校等で取り組んでいる生命(いのち)の安全教育とあわせて、取組を進めることとしております。</p> <p>また、その他にいただいた御意見も踏まえてP31・34～37行目の文章を以下のとおり修正いたします。</p> <p>【修正前】 ○本人やパートナーが、結婚や妊娠・出産等をする・しないも含め、自らが思い描くライフイベントを踏まえて、自分が大切にしていることが何かを考え、将来の生き方や働き方を主体的に選択できる能力、態度を育てる「ライフ&キャリア教育」を充実します。</p> <p>【修正後】 ○本人やパートナーが、結婚や妊娠・出産をする・しない、また、リプロダクティブ・ヘルス/ライツという考え方も含め、自らが思い描くライフイベントを踏まえて、自分が大切にしていることが何かを考え、将来の生き方や働き方を主体的に選択できる能力、態度を育てる「ライフ&キャリア教育」を充実します。</p>
34	31	<p>37行目のライフ&キャリア教育について、家庭での会話等を通じた教育内容の定着とそういった最新の整理された情報に触れることによる大人側の意識改革が期待できることから、教育内容を保護者や地域社会に対して共有するよう義務付けてはいかかが。</p>	<p>義務付けることは難しいと考えますが、いただいた御意見については、具体的な取組を進める上で参考といたします。</p>
35	31、32	<p>教育にあたる教員自身の意識の向上が必須。教員の研修を深め、教員自身の言葉や姿勢で男女共同参画について子どもたちに語りかけることが一番大切。外部の講師や社会見学に丸投げしてしまうことのないようお願いしたい。</p> <p>P32・11行目、キャリアパスポートについて、夢やキャリアを十分に持てない子どもにとっては実用性もなく、傷つくこともあると考えるため、活用をやめてほしい。</p>	<p>本計画では、教職員等の男女共同参画意識を高めるための取組を明記しており、御意見も踏まえて、具体的な取組を検討してまいります。</p> <p>次にキャリア・パスポートについてです。</p> <p>性別にかかわらず、誰もが、希望する生き方・暮らし方、働き方を実現できる社会を目指す上で、キャリア形成を支援することは重要です。</p> <p>キャリアは、「様々な役割や価値を自ら判断」し、「取捨選択や創造を重ねる」ことで形成されていくものです。キャリア形成を促すためには、一人ひとりの子どもの状況に、できる限り寄り添った、組織的・体系的な働きかけと、キャリア・パスポートを含む様々な教材が必要と考えております。</p>
36	31、50	<p>子ども・若者に向けた取組として、P31・20～21行目、P50・17～20行目に、教職員等への研修や必要な情報提供等を行うと書いているが、学校にはすでに各種教育が持ち込まれており、現場の努力ありきの施策は素通りされる可能性が高いのではないかと。名簿だけでなく、制服、整列、役割分担、教科書中の記述、教職員等による子どもへの声掛けなど男女二元論で構築されている空間で、子どもは性役割から逃れ、自由な発想による言動ができるのだろうか。</p> <p>P50・16行目にも「理工系女性人材の育成」があげられているが、「女の子は論理的思考が苦手」など意欲のクールダウンにつながる言葉のシャワーをあびて育つ環境にあり、「リケジョ」を増やすと唱えても現実には変わらないと思う。</p> <p>出生時から始まる性別による固定化に対し、子どものジェンダー平等観をどう具体化していくのか、大人が子どもとともに学ぶスタイルでの実践を具現化する方向で取り組んでほしい。</p>	<p>御意見も踏まえて、具体的な取組を検討してまいります。</p>

No	頁	御意見・情報等	滋賀県の考え方
目指す姿Ⅱ 性別にかかわらず一人ひとりが安全・安心に暮らせる社会			
37	33	目指す姿で「性別にかかわらず」と記載しているにもかかわらず、目指す姿Ⅱの基本認識の9行目で「共生社会の実現」という広い概念が出てくることに違和感がある。	男女共同参画は、性別だけでなく「共生社会の実現」にも通じるものとして「計画の基本的な考え方」「取組を進めるにあたって大切なこと」に整理しており、多様性の尊重に向けた取組を進めていく上で、重要な基本認識として記載していることから、原案のままとさせていただきます。
38	33	21～23行目にある「民間団体との協働といった視点も取り入れながら、～～適切な支援を包括的に提供する必要があります。」について、行政としてどの部分を自ら担い、どの部分を団体に委ねるのか、その線引きを明文化しておかないと丸投げと受け取られるリスクが残ると感じる。実際にそのような事例もある。（非常に不明確な会計処理がされていると考えられる自治体の事案がある。）行政の責任の範囲を明確にすること。	具体的な取組の内容によって、どのような団体と連携するかは、異なるため、本計画に明記することは困難ですが、実際の取組では適切な対応を行ってまいります。
39	33、34、38	16行目に記載のLGBTQについて、一般化しているから書きやすいのかもしれないが、SOGIを加えた方が全体を捉えやすいのではないか。	SOGIは、性的指向・ジェンダーアイデンティティのことであり、本計画でも、文脈に応じて、P34の7行目等のように性的指向・ジェンダーアイデンティティと記載しております。 また、御意見を踏まえて、P34の注釈33を以下のように修正いたします。 【修正前】 33 ～「性自認」や「性同一性」と表記されることもあります。 【修正後】 33 ～「性自認」や「性同一性」と表記されることもあります。また、「Sexual Orientation」とあわせ、頭文字をとり「SOGI(ソジ)」と表記されることもあります。
40	34	17行目に記載のパートナーシップ宣言制度について、他の自治体の例を参考に、市町の公営住宅や県立以外の医療機関の面会、手術の同意書などでも利用できるよう、その取組を計画に入れてほしい。 あわせて今、ファミリーシップ制度を実施している都道府県や自治体もあることから、滋賀県でも取組みの検討を計画に入れてほしい。 20～21行目に記載の学校教育での相談支援はとても大事なと思うが、学校だけで対応するのは難しいのではないかと思う。LGBTQの団体に繋がっていない人もいると思うため、県全体でLGBTQ（はっきりと自認していなくても）の子ども・保護者・成人・学校等の支援者が気軽に相談できる窓口をつくるよう計画してほしい。すでにある場合は、県民に広く周知してほしい。	パートナーシップ宣誓制度については、市町と連携しながら、制度の周知やサービスの拡充に取り組んでおり、利用できるサービスを県のホームページ上で公表・更新しているところです。 性の多様性に関する理解の増進や、当事者の生活上の困り事・生きづらさの解消等を図る旨、本計画で記載しており、御意見いただいた点を含んでおりますので、原案のままとさせていただきます。 ファミリーシップ制度については、他自治体の状況や県民の声を注視してまいります。 相談対応については、これまでからSNS（LINE）を活用した相談窓口の中で実施してまいりました。また、令和7年6月から、LGBT等についてどなたでも相談できる電話相談窓口を開設したところであり、積極的な周知に努めてまいります。
41	34	24行に記載の「あらゆる暴力やセクシュアルハラスメント等の根絶」を重点として掲げているが、学校教育における性暴力等の防止に向けた取組の具体性が欠けている気がする。	御意見を踏まえて、P35目指す姿Ⅱ（2）①の取組の方向に、以下の文章を追加します。 ○学校と家庭が連携して、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切に考える考えや、自分や相手、一人ひとりを尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けることを目指し、「生命（いのち）を大切にする」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための「生命（いのち）の安全教育」に取り組めます。

No	頁	御意見・情報等	滋賀県の考え方
42	35	7～8行目で、性・暴力表現等による社会への影響について、社会的な理解を高めるための広報・啓発等を行うとしているが、表現の自由への配慮を明示している点は評価できるものの、行政が表現内容の影響について言及し、啓発や学習を行うこと自体が、結果として表現の自由に影響を及ぼす可能性がある。そのため、非介入の原則や運用上の配慮を、より丁寧に示すことが望ましい。	本計画では取組の方向性を記載しており、実際の取組にあたっては、県民や関係機関の皆様から御意見をいただきながら進めたいと考えているため、原案のままとさせていただきます。 いただいた御意見については、具体的な取組を進める上で参考といたします。
43	35	7～8行目に「表現の自由を十分尊重」とあるが、尊重されるべき事柄は「表現の自由」に留まらないことから、「表現の自由等の表現者等の権利も十分に尊重しながら」とされてはいかか。例えば財産権等の権利や報道の自由等、様々な権利が尊重されるべき事柄として想定される。	具体的な場面が分からないため、お答えできませんが、具体的な取組を進める上で対応を検討してまいります。
44	35	7～8行目について、性暴力や暴力表現は尊厳を傷つけるものであり、誰かの尊厳を傷つけるものは表現の自由とは言わないと思うので、「表現の自由を十分尊重しながら」という言葉は削除してほしい。	誰かの尊厳を傷つけるような表現は厳に慎まなければならないと考えますが、人の表現内容は多種多様であり、その人の思想・信条にも関わる、極めて重要な人権であることから、原案のままとさせていただきます。
45	35	10～11行目で、「青少年の健全な育成を阻害するおそれのある性・暴力表現等を扱った出版物等の販売等を制限する」と記載されているが、「販売等を制限」における「等」は内容が不明確であり、過度な解釈によって表現活動や流通の萎縮を招くおそれがある。また、出版物等の販売制限は男女共同参画計画の範囲を超えており、扱うのであれば青少年健全育成条例等の枠組みで整理すべきである。	御意見を踏まえて以下のとおり文章を修正いたします。 【修正前】 ○青少年の健全な育成を阻害するおそれのある性・暴力表現等を扱った出版物等の販売等を制限するとともに、～。 【修正後】 ○滋賀県青少年の健全育成に関する条例に基づき、 <u>性、暴力、犯罪助長などに関する図書等を青少年に販売、貸し付け、閲覧させないなど、市町や関係機関と連携して青少年の健全育成にふさわしい環境づくりに取り組むとともに、～。</u>
46	35	10行目「青少年の健全な育成を阻害するおそれのある性・暴力表現等を扱った出版物等」とあるが、「おそれ」では恣意的な判断になってしまうおそれがあることから、「青少年の健全な育成を阻害する性・暴力表現等を扱った出版物等」としてはいかかか。	「滋賀県青少年の健全育成に関する条例」の第11第1項第1号においても「青少年の健全な育成を阻害するおそれ」と記載しております。条例に基づく取組であることが分かるよう、以下のとおり文章を修正いたします。 【修正前】 ○青少年の健全な育成を阻害するおそれのある性・暴力表現等を扱った出版物等の販売等を制限するとともに、～。 【修正後】 ○滋賀県青少年の健全育成に関する条例に基づき、 <u>性、暴力、犯罪助長などに関する図書等を青少年に販売、貸し付け、閲覧させないなど、市町や関係機関と連携して青少年の健全育成にふさわしい環境づくりに取り組むとともに、～。</u>
47	35	18行目の「有害サイト利用に伴う危険性の啓発等」について、「有害サイト」という用語は定義が不明確であり、啓発の対象範囲が過度に拡張されるおそれがある。違法行為の防止と、合法的な表現・情報へのアクセスとを明確に区別する観点から、用語の整理と限定が必要である。	本計画では取組の方向性を記載しており、実際の取組にあたっては、県民や関係機関の皆様から御意見をいただきながら進めたいと考えているため、原案のままとさせていただきます。 いただいた御意見については、具体的な取組を進める上で参考といたします。

No	頁	御意見・情報等	滋賀県の考え方
48	34 ～ 37 、 39	<p>30～32行目について、親である大人も科学的、社会的認識にたった性教育を受けているわけではないし、性虐待の事例もあるので、家庭にどう委ねるのが気になる。</p> <p>セクシュアリティを性暴力の観点でのみとらえることは、人間関係を築く力をそぐことになる。生命（いのち）の安全教育だけでは性に関することへの恐れのみが伝わる。P39（5）生涯を通じた健康づくり①男女がともに健やかな生活を送るための取組にもあるように、子ども自身が問い、考えることをベースとした包括的性教育が行えるようカリキュラム例を示すなどして推進してほしい。</p> <p>教職員等による子どもへの性加害事例への対応への言及は必要ないのだろうか。子どものその後の人生への影響を考えると、心の傷の速やかな回復をはかることは喫緊の課題であり、対応マニュアルなどは必須。性加害事例への予防と回復措置にむけてガイドラインを示すなど学校・園の取組むべきことを支援してほしい。</p> <p>他同様の御意見1件</p>	<p>御指摘の件については、家庭教育のみに任せるのではなく、子どもの発達段階に配慮した学校等での学習教育の充実に加え、個々の家庭の状況に応じた対応を検討する必要があると考えております。</p> <p>いただいた御意見については、具体的な取組を進める上で参考といたします。</p>
49	35	<p>30～32行目について、学校での学習であることから、「「生命の安全教育」に則り」と追記されてはいかがか。</p>	<p>「生命の安全教育」を含む、様々な取組を想定していることから、原案のままとさせていただきます。</p>
50	36	<p>自治体の長や幹部のセクハラ被害の訴えの場合、忬度や狭い範囲でのやりとりで、もみ消されることが考えられる。被害者の人権を守り働きやすい職場づくりへとつながる公正な対処が必要。</p> <p>他同様の御意見1件</p>	<p>本県では、ハラスメント防止指針に基づき未然防止も含め、適切な対応が実施されるよう、職員への研修を実施するとともに、外部も含めた相談窓口を設置する等、すべての職員が個人として尊重され、お互いに信頼し合って働けるような職場環境づくりに努めているところです。</p> <p>また、職員から相談を受けて、ハラスメント事案を把握した場合には指針等に基づき、慎重かつ丁寧に事実確認および再発防止に取り組んでいるところです。</p> <p>引き続き、取組を進めるとともに、民間企業も含め、すべての職場において、誰もが安心して働ける・働き続けられる環境づくりに向け取組を進めてまいります。</p>
51	36	<p>23～25行目について、暴力の加害者へ自覚を促すなどの対策を含めたプログラムの重要性は理解するが、非常に難しい部分もある。加害者の悩み、成育歴も大きく影響するかと思うが、裏側に精神的な疾患が隠れていることもある。その治療への道筋を示していくことも必要ではないか。</p>	<p>御意見も踏まえて、具体的な取組を検討してまいります。</p>
52	37	<p>11行目「女性や子ども等を犯罪等から守るため、～～」という文章では男性は「等」に含まれるのか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
53	37 、 41	<p>P37・25～26行目「スーパービジョン」、P41・34～35行目「ポジティブ・アクション」について、用語説明を望む。</p>	<p>御意見を踏まえて、以下のとおり注釈を追加いたします。</p> <p>「スーパービジョン」 専門的な知見を持つ指導者等が実施する人材育成手法のことをいいます。</p> <p>「ポジティブ・アクション」 「積極的改善措置」といい、様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内で、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供することをいいます。</p>

No	頁	御意見・情報等	滋賀県の考え方
54	35、37	<p>P35・22行目等に記載のS A T O C O等の取り組みについては、関係者の方々の献身的な活動で支えられていることを知った。支援の専門性等を考えると、この大切な取り組みを持続するためには、関係職員の雇用形態の安定化が不可欠と考える。「被害者支援関係職員の雇用の安定化、関係施設への予算配分等、待遇改善を図る。」ことが必要。</p> <p>また、P37・22～23行目の女性相談員の配置について、市町のみならず、県として積極的な取り組みを進めることを期待する。女性相談員の多くは非正規雇用であり、その専門性を考えると継続雇用、十分な研修の必要性を感じる。S A T O C O同様、雇用形態の安定化、待遇改善を図り、持続性と質の向上を図ることが必要。</p> <p>そのことを計画に明記されたい。</p> <p>他同様の御意見3件</p>	<p>男女共同参画社会の実現を目指すにあたり、御指摘のとおり、様々な相談支援は重要な取組であり、安定的・継続的に実施されるよう、本計画にも位置付けているところ。</p> <p>これまでも人材確保や育成、職場環境の整備等に取り組んできましたが、御意見も踏まえ、市町とも密に連携を図りながら、対応を検討したいと考えておりますので、原案のままとさせていただきます。</p>
55	9、33	<p>図11のDV相談件数について、男女で著しく相談件数が異なる、内閣府の調査では相当数の男性も暴力被害にあっていないとの結果があることから、ほとんどの男性被害者が相談しておらず、被害が認知されていない可能性がある。</p> <p>貴県の基本認識(p33)ではDV被害者の多くは女性とされているが、上記のように貴県が把握されている情報が実態を反映していない可能性がある。この図11は示している。DV被害の実態について、固定的な思い込みを排して、改めて両性に対してその状況を精査されてはいかか。</p>	<p>P33の基本認識では、「DVや性犯罪・性暴力、セクシュアルハラスメント等の被害者の多くは女性ですが、男性も被害者となる場合があります。」としているとともに、取組の方向においても、男性のDV被害者への支援について明記していることから原案のままとさせていただきます。</p>
56	35、37	<p>P35・22行目に記載のS A T O C Oや、P37・25行目に記載の女性相談支援センター等、相談や支援窓口について、もっと積極的に県民に知らせるようにすること。</p> <p>また、何がDVにあたり、職場や地域でセクシュアルハラスメントにあたるのか、幅広い年齢層の女性や男性を対象とした情報提供や学習の機会を設定すること。</p>	<p>相談支援窓口の周知やDV・セクシュアルハラスメント等のあらゆる暴力の根絶に向けて、研修も含め、様々な機会や手法を通じて取組を進めているところ。</p> <p>御意見も踏まえて、引き続き、効果的な広報や啓発について検討を進めてまいります。</p>
57	38	<p>29～30行目の「障害者」の表記は「障がい者」が望ましいと考える。</p>	<p>国の法令や組織の表記と整合を図っており、原案のままとさせていただきます。</p>
58	56	<p>滋賀県が以前から取り組んでいる防災カフェや学習会は女性の視点や男女ともにエンパワーメントしていく内容が盛り込まれており、とても良い研修が行われている。一方で、女性視点の避難所運営や避難所の備品状況（パーテーションやテントなどの数）が整っているとは思えない。目指す姿Ⅱ事業目標⑤に記載されている「避難所運営組織の構成員に占める女性割合を3割以上にすること」を避難所運営マニュアルに記載している市町の数からみても、県民の意識につながっていないように思う。</p> <p>原案に記載されているとおり、男女共同参画の視点を考慮した避難所運営になっているか、チェックできる「手引き」を作成し、市町の避難所運営訓練において活用されるよう働きかけを行うとともに、避難所運営組織への女性参画を市町のマニュアルに記載するよう働きかけを行っていただきたい。</p>	<p>御指摘の現状も踏まえ、関係の皆様御意見も丁寧にお伺いしながら、本計画で設定する事業目標を達成できるよう、具体的な取組を進めてまいります。</p>

No	頁	御意見・情報等	滋賀県の考え方
59	33、40	妊娠にむかうための健康な身体づくりである15行目に記載のプレコンセプションケアとP33・35行目に記載のリプロダクティブ・ヘルス/ライツは主体の文脈で相いれない部分がある。10代、20代の望まない妊娠に対し、スティグマから自分を守り、前向きに人生を歩むために当事者をエンパワーするのはリプロダクティブ・ヘルス/ライツだと考える。現在学校は「妊娠に至るメカニズム」が学べる環境にないことが考えられる。国連子どもの権利委員会からも勧告されている点でもある。知らないために生ずるリスクから滋賀の子どもを守るためにも人権をベースにする包括的性教育に軸を置いた施策を行ってほしい。また、女性の中でもより脆弱な立場になる複雑性もあわせて、一人ひとりに多様な要求があることを前提にすすめてもらいたい。	プレコンセプションケアとは、将来の妊娠を考えながら女性やパートナーが自分たちの生活や健康に向き合うことを指す言葉ですが、将来の妊娠・出産を希望しない方でも、性や妊娠・出産について科学的に正しい知識を持つておくことは、自分や相手を守るために必要なことであると考えております。いただいた御意見については、具体的な取組を進める上で参考といたします。
60	39、40	国をあげて、プレコンセプションケアを推進したいのは分かるが、安易な推進は片方の性（女性）に大きな負担を強いることになると考える。取り繕っても、産む性の責任となつていくのは明白。また、産まない選択をした人が、新たな差別に合うのではと危惧する。人権をベースとした包括的性教育をしっかりと進めた上で、プレコンセプションケアを学ばないと逆効果となる。	プレコンセプションケアとは、将来の妊娠を考えながら女性やパートナーが自分たちの生活や健康に向き合うことを指す言葉ですが、将来の妊娠・出産を希望しない方でも、性や妊娠・出産について科学的に正しい知識を持つておくことは、自分や相手を守るために必要なことであると考えております。いただいた御意見については、具体的な取組を進める上で参考といたします。
61	39	33行目の「包括的性教育」は、健康づくりの観点だけでなく、計画全体に通じるもの。基本認識や、目指す姿Ⅰ（２）子ども・若者に向けた取組の①男女共同参画に関する教育の推進に明記するべきではないか。 他同様の御意見２件	御意見を踏まえて、P31目指す姿Ⅰ（２）①の取組の方向に以下の文章を再掲いたします。 ○人権尊重を基本に子ども・若者の幸せの実現を目指して、身体や生殖の仕組みだけではなく、人間関係や性の多様性、ジェンダー平等などの幅広いテーマを含む教育である、包括的性教育について、学校等で取り組んでいる生命(いのち)の安全教育とあわせて、取組を進めます。
62	39	33行目、包括的性教育の重要性を計画に位置づけ、学校教育でその取組を進めるとしたことは県の先進性を感じる。その先進性を打ち出すためにも目指す姿Ⅱ（５）生涯を通じた健康づくりの分野だけでなく、目指す姿Ⅰ（２）子ども・若者に向けた取組の①男女共同参画に関する教育の推進に包括的性教育を位置づけることが大切。「淡海子ども・若者プラン」の学校教育分野においても、包括的性教育を位置づけ、学校教育現場への推進を事業目標に掲げるべき。	包括的性教育については、学校等で取り組んでいる生命(いのち)の安全教育とあわせて、取組を進めることとしております。御意見を踏まえて、P31目指す姿Ⅰ（２）①の取組の方向に以下の文章を再掲いたします。 ○人権尊重を基本に子ども・若者の幸せの実現を目指して、身体や生殖の仕組みだけではなく、人間関係や性の多様性、ジェンダー平等などの幅広いテーマを含む教育である、包括的性教育について、学校等で取り組んでいる生命(いのち)の安全教育とあわせて、取組を進めます。
63	39	31～34行目について、「包括的性教育」が計画に盛り込まれたのはとてもうれしく感じた。性教育は「生命」の観点だけでなく、人権としての教育と合わせて小さい時から発達段階に合わせて積み重ねていく必要がある。家庭と学校で押し付けあうのではなく、連携して実施していけるとよいと思う。そのためにも、教職員の研修では「国際セクシャリティ教育ガイダンス」に準拠した「学習要領作成」や「はどめ規定」の撤廃やそのことの周知を積極的に図ることが必要。計画には取組の方向のみが記載されており、具体性が乏しい。 他同様の御意見２件	御指摘のとおり、本計画は令和８～12年度の間男女共同参画に関する取組の方向を示したものであり、各年度の具体的な取組については、毎年度、適切なタイミングで皆様にお知らせしたいと考えておりますので、原案のままとさせていただきます。いただいた御意見については、具体的な取組を進める上で参考といたします。

No	頁	御意見・情報等	滋賀県の考え方
64	39	<p>県がより良い県を目指して真摯に向き合ってこの案を出されたことに感謝。特に、33行目に記載の包括的性教育について、きちんと重要な事項として挙げていることが素晴らしいと感じた。</p> <p>自分はきちんと性教育をしてきたが反省点があるため、今の若者にはしっかり学んで、ジェンダー平等の観点を忘れずに未来を築いてほしい。</p> <p>しっかり現場が包括的性教育をしようと思えるような指導案も示しながら、取組を進めて行ってもらえたら。</p> <p>他同様の御意見1件</p>	<p>包括的性教育については、学校等で取り組んでいる生命(いのち)の安全教育とあわせて、取組を進めることとしております。</p> <p>いただいた御意見については、具体的な取組を進める上で、参考といたします。</p>
65	39、40	<p>男性と女性とは根本的に人間の生理が大きく異なることは忘れてはならない。だからと言って、女性には無理だ、という訳ではなく、女性の生理をきちんと理解し、様々なライフステージに応じた施策が実現できる様、体制を整える必要がある。0か100ではなく、40、時には70といった具合に状況に合わせた柔軟な対応ができれば充実した生活を送ることができるのではないか。</p>	<p>御意見も踏まえて、具体的な取組を検討してまいります。</p>
66	39、40	<p>トイレットペーパーがトイレにあたり前にあるように、生理用品があたり前にあるトイレの実現を目指してほしい。</p> <p>生理用品を学校や公共施設に配備することを追加で記入するよう要望する。</p> <p>他同様の御意見3件</p>	<p>支援を必要とする人に、相談支援等の施策が適切に届けられるよう、令和3年度から県女性活躍推進課では「女性のつながりサポート事業」を通じて、県立高校を含む県立施設等に生理用品を配布し、相談支援につなげる取組を進めてまいりました。</p> <p>今後も、引き続き、支援を必要とする人が取り残されることのないよう、どのような取組が効果的なのか、いただいた御意見も踏まえながら、検討を重ねていきたいと考えておりますので、原案のままさせていただきます。</p>
67	40	<p>9行目に記載のフェムテック、ぜひ推進してほしい。</p>	<p>本計画に基づき、取組を進めてまいります。</p>
68	40	<p>9～10行目について、女性の生涯にわたる健康に資するよう、企業のフェムテック分野への参入促進に向けた啓発に取り組むとのことであるが、具体的にどのような項目を、どのような頻度で、どのような方法で取り組むのか。また、どのような対応を事業者を求めるのか。それは、中小企業にも同様の対応を求めるのか。</p> <p>税金を使用する以上、取り組みに対する効果検証を行う必要があり、何らかの調査を行うことと思われるが、調査に回答しない事業者、虚偽の回答を行った事業者に対する対応はどうするのか。</p>	<p>フェムテックの推進については、事業者に新たな対応を求めるものではなく、フェムテックに関する市場動向や先進事例などの情報提供を通じて、新たな製品やサービスの開発等によるフェムテック市場への自発的な参入を促すものです。</p> <p>なお、本計画では、目指す姿の実現度合いを総合的に図る指標として政策目標を設定しており、その中で男女共同参画の進捗を把握してまいりたいと考えております。</p>
目指す姿Ⅲ 性別にかかわらず一人ひとりが働く場で活躍できる社会			
69	41	<p>目指す姿Ⅲの基本認識の25行目に「男性の家事・育児・介護等への参画」とあるが、賃金格差の縮小にどのようにつながるのかが分かりにくい。</p>	<p>御意見を踏まえて、P41目指す姿Ⅱの基本認識25～26行目を下記のとおり修正します。</p> <p>【修正前】 ○働く場における女性活躍を総合的に進めるとともに、男性の家事・育児・介護等への参画を両輪で進めた結果として、男女間に生じている賃金格差が縮小に向かっていきます。</p> <p>【修正後】 ○男性の家事・育児・介護等への参画を含め、性別にかかわらず誰もが働く場で活躍できる社会の実現に向けた取組を進めた結果、男女間に生じている賃金格差が縮小に向かっていきます。</p>

No	頁	御意見・情報等	滋賀県の考え方
70	42	<p>女性管理職が増えない背景として、管理職の働き方（残業の多さ、急な休み対応の難しさ等）と、家庭を持ちながら働く現実との乖離がある点を明確に扱う。</p> <p>性別を問わず働きやすい職場づくり（業務分担、柔軟な勤務、休暇取得、評価の見直し等）が、結果として女性管理職比率の向上につながることを啓発する。</p>	<p>御意見も踏まえて、具体的な取組を検討してまいります。</p>
71	42	<p>滋賀県女性活躍推進企業認証制度の認証を受けていた社会福祉法人における性暴力・ハラスメント事案について、原告が提訴した時点にあっても認証を取り消すことがなく、原告への二次被害を招いていたことをどのように総括しているのか。</p> <p>働く場では意思決定を握っている管理職など上司の性暴力や性差別への認識が重要となる。まだまだ女性労働者が非典型として扱われる社会的ポジションの問題を構造差別として知ることは、女性がリーダーとして活躍できる環境をつくる役割の経営者などの認識にあるべきだ。経営者や団体の長等へのセミナーや交流会を実施する、好事例を広報・啓発することにおいて、表面的な内容とならないよう当事者の意見を聴取、反映するなどして、より実効性のあるセミナー＆交流会を実施してほしい。</p>	<p>御指摘の事案について、結果として原告の方の気持ちや県民の受け止めに対する配慮を欠いていたことは大変重く受け止める必要があると考えております。なお、判決確定後、法人が今後対策を行うと公表した取組が確認できなかったため、認証は取り消しております。</p> <p>今後、認証を受けた法人が提訴された場合には、法令遵守を行っているか、また事案に応じて認証企業として適当であるか、速やかに現地確認を行い、判断いたします。また、認証企業におけるハラスメント対策が、より実効性のあるものになるよう、そのための取組を必須とする基準改正を令和7年10月1日に行ったところです。</p> <p>御意見も踏まえて、誰もが安全・安心に働ける職場環境となるよう、具体的な取組を検討してまいります。</p>
72	43	<p>4行目に記載の滋賀マザーズジョブステーションについて、その周知と利用しやすい効果的な運用方法の開発、具体的な取組を記述すること。</p>	<p>滋賀マザーズジョブステーションでは、働くことを希望する女性等を対象に、一時保育と就労支援をワンストップで提供するとともに、関係機関と連携した広報や、オンラインも含む様々な方法での相談支援等を実施する旨、計画に明記しているところであり、原案のままとさせていただきます。</p> <p>いただいた御意見については、具体的な取組を進める上で参考といたします。</p>
73	43	<p>非正規職員を正規職員に転換するための具体的な取組が弱い。特に公務で働く会計年度任用職員が増加している中、率先して県・市町が非正規の職員を正規の職員に転換し、雇用安定・均等待遇の改善を行うこと。また、住民サービスの質の向上を図ることなどを目標に入れ、取組を具体化してほしい。</p>	<p>非正規職員の希望に応じた正規雇用への転換を進めるためには、働く場での取組を中心に、男性の家事・育児・介護等への参画促進や子育て・介護支援の充実など、様々な取組の結果として、あらわれるものと認識しております。</p> <p>会計年度任用職員も含め、すべての働く人が、自らの希望に応じた働き方を実現できるよう、御意見も踏まえながら、総合的に取組を進めてまいりたいと考えておりますので、原案のままとさせていただきます。</p>
74	17、43	<p>P17の13～22行目に記載のとおり、女性の有業者に占める非正規の職員・従業員の割合は、全国で最も高い状況。</p> <p>人材確保難の加速を踏まえ、非正規で就業している女性の正社員化が必要であることを、企業向けに周知を進める必要がある。また、企業向けに「正社員化・管理職登用の好事例（制度・業務設計・評価）」を収集し、県として横展開してはどうか。</p>	<p>本県では、女性の活躍を推進する企業をその実績に応じて三段階で認証する「滋賀県女性活躍推進企業認証制度」を実施しており、更なる拡大に向けて取組を進めてまいります。</p> <p>いただいた御意見は、具体的な取組を進める上で参考といたします。</p>

No	頁	御意見・情報等	滋賀県の考え方
75	18、41～47	<p>P18の13～17行目、女性の非正規の職員・従業員で正規の職員・従業員を「希望する」「条件が合えば希望する」と答えた人の割合は73.8%であり、そのうちの48.0%が正規の会社員等として働いていない理由に「妊娠・家事・育児・介護等の家庭の事情で、フルタイムや残業、休日出勤などの働き方が難しいため」を挙げていることを踏まえ、フルタイム・残業・休日出勤が前提の働き方を見直すこと（業務の平準化、担当の複線化、時間外の削減・上限管理）を、企業向け施策の中で明確に位置づける。</p> <p>男性の長期育休取得や介護休暇取得も「前提」にした制度設計と運用を促し、男女ともに働き続けられる環境整備が、女性の正社員化と優秀人材確保につながることを啓発する。</p> <p>『企業がなぜ取り組むのか（人材確保・定着、競争力、イノベーション等）』の観点が弱いと感じるため、企業にとってのメリットと行動変容につながるメッセージ（経営層向け・現場向け）を追記する。</p>	<p>ワーク・ライフ・バランスの推進や「多様な正社員」制度の普及啓発、男性の育児休業取得の促進等、性別にかかわらず誰もが働く場で活躍できるよう取組を進める旨、本計画に明記しております。</p> <p>また、働く場における女性活躍を進めることは、多様な視点によるイノベーションを促進し、ひいては持続可能な企業活動につながることを、P41の目指す姿Ⅲの基本認識に明記していることから、原案のままとさせていただきます。</p> <p>いただいた御意見については、具体的な取組を進める上で参考といたします。</p>
76	43	<p>34～38行目に記載されている女性による起業を応援する「女性の起業応援センター」について、設置を実現され期待しているが、周知が十分でないため、しっかりと取組を進められたい。</p>	<p>県民や関係の皆様にも、状況や御意見を伺いながら、効果的な広報について検討を進めます。</p>
77	43	<p>施策情報の届け方（周知チャネル、言葉、導線）を再点検し、必要としている層に届く設計にする。</p> <p>「女性起業家」にこだわりすぎず、性別を問わないネットワークづくりも組み合わせ、結果として女性が参加しやすい環境を広げる。</p>	<p>本県が行う男女共同参画の取組は、様々な機会や手法を通じて、広報しているとともに、女性起業家への支援も含め、効果的な手法を検討して取組を進めているところです。御意見も踏まえ、引き続き、効果的な取組について、検討してまいります。</p>
78	43、44	<p>起業分野での女性活躍に向けて、創業後も勉強できる、活躍のできる場を作るべき。</p>	<p>事業継続・事業拡大に向けた相談支援や情報提供、起業家同士のネットワークづくりを支援する等、起業後の伴走支援についても、本計画に位置付けているところであり、御意見も踏まえて、具体的な取組を検討してまいります。</p>
79	43	<p>他の自治体の例を参考に、子連れで気軽に立ち寄れて利用できる就労・キャリア支援拠点の整備（居場所型）。（ワークスペース+情報+相談）を整備する。</p> <p>キャリアカウンセラー面談時のみの託児利用に限定せず、「ふと立ち寄って考える時間を持つ」運用設計を検討する。</p> <p>起業をめざす女性、企業就労を目指す女性が共に利用できる場にする。</p>	<p>本県では、滋賀マザーズジョブステーションや女性の起業応援センターにより、託児サービス付きで女性の再就職やキャリア形成を支援しているところです。御提案いただいている運用については、具体的な取組を進める上で参考といたします。</p>
80	45、46	<p>1行目の「誰もが働きやすい環境づくり」の各分野において共通していることだが、保育・学童保育の待機児童（滋賀県は全国的にも待機児童が多い）をなくし、利用しやすい環境整備（公的サービス・企業内保育など）を推進（財政補助も含め）すること。介護事業においても同様。（P52の子育て・介護支援の充実の具体化との整合性を図る。）</p>	<p>子育て・介護支援ともに事業目標を掲げ、御指摘いただいている取組の方向に基づき、各種施策を進めてまいりたいと考えております。御意見も踏まえて、具体的な取組を検討してまいります。</p>
81	45	<p>目指す姿に「性別にかかわらず」と記載しているので、17行目、29行目に記載のある「性別にかかわらず」は削除してもよいのではないかと。</p>	<p>基本的に、その一文を読んでいただいたら、意味が通じるように作成しております。</p>

No	頁	御意見・情報等	滋賀県の考え方
82	45、46	関係機関と連携したワーク・ライフ・バランスの実現に向けた社会的な気運の醸成は非常に重要だと思ふ。ぜひ、県庁が県全体を引っ張ってほしいと思ふ。仕事と子育て・介護の両立では、産休・育休中に保育所へ預けていた子どもを退所させなければいけないという例があると聞く。金銭面の支援のみではなく、待機児童解消とともに、産休・育休中も安心して預けられる所を増やす必要があると思ふ。	本県では、知事や所属長等による「イクボス宣言」を踏まえ、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた職員の意識改革や働き方の改善を図るとともに、誰もが能力を發揮し、仕事と家庭を両立しながら活躍できる職場づくり等を進めているところで、また、待機児童の解消に向けて事業目標を掲げ、誰もが安心・安全に子育てができるよう、保育人材の確保を含めた保育等サービスの充実を進めております。働く人のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、引き続き、本県が率先して取り組むとともに、待機児童の解消に向けた取組を進めてまいります。いただいた御意見については、具体的な取組を進める上で参考といたします。
83	47	11～12行目「家族従事者として果たしている役割の重要性が適切に評価され、経営や家庭生活に男女が対等なパートナーとして参画していくための啓発」はとても大事。そのためにも啓発だけにとどまらず「家族従業者の働き分を必要経費として認めないことを規定している」所得税法第56条の廃止を国へ働きかけてほしい。	国で検討されている第6次男女共同参画基本計画において、「女性が家族従業者として果たしている役割に鑑み、事業所得等の適切な申告に向けた取組を進めながら、税制等の各種制度の在り方を検討する。」と記載されていることから、その状況を注視してまいりたいと考えております。
84	47	男女特有の健康課題について、企業の研修等でもっと取り上げられるように取組を進めるべき。	本計画のP47・14～17行目に、「仕事と健康の両立」を掲げ、男女がお互いの健康課題を知り、支え合える職場環境づくりを促進することとしております。
85	47	15～17行目の「ヘルスリテラシーの向上」に加え、女性の人権の重要な一部である「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」「生理用品の配備を推進する」の追加を要求する。	「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」については、P33・35行目の基本認識に記載しているとともに、この他にいただいた御意見を踏まえて、P31・34～35行目にも記載しました。また、支援を必要とする人に、相談支援等の施策が適切に届けられるよう、令和3年度から県女性活躍推進課では「女性のつながりサポート事業」を通じて、県立高校を含む県立施設等に生理用品を配布し、相談支援につなげる取組を進めてまいりました。引き続き、支援を必要とする人が取り残されることのないよう、どのような取組が効果的なのか、検討を重ねいくこととしております。以上のことから、原案のままとさせていただきますが、いただいた御意見は具体の取組の参考とさせていただきます。
86	21、47	制度整備に加え、職場内の理解（生理休暇・女性の健康課題・働き方）を促す研修や啓発を同時に実施することを、県の取組として確認・推進する。 管理職向けのマネジメント研修（配慮と公平性、情報の扱い、相談対応）をセットで整備する。	本計画では、男女がお互いの健康課題を知り、支え合える職場環境づくりを促進するため、働く人のヘルスリテラシーの向上に向けた取組を進めることとしております。いただいた御意見も参考にしながら、具体的な取組を検討してまいります。
87	47	15～17行目について、医務室や人事部もない中小企業もあり、支え合える職場環境づくりでは、抽象的で実務に落ちない。具体的にどの行為をすれば働く人のヘルスリテラシーの向上を果たしたと言えるのか。 また、産業別の女性比率の目標値は設定する予定か。設定するなら建築、運送、清掃、警備業の現状の女性比率が極めて低い業種の目標をお示し願う。	従業員が男女の健康課題を学ぶことで、働きやすい職場環境につながるということを、企業に啓発することで、企業自らが様々な取組を実施していただくことを期待しているものであり、その内容は多様なものになることが想定されることから、確定的なことは申し上げられません。なお、目標値を設定する予定はございません。

No	頁	御意見・情報等	滋賀県の考え方
88	47	17行目に記載のヘルスリテラシーについて、用語説明を記載いただきたい。	御意見を踏まえて、ヘルスリテラシーについて、以下のとおり注釈を加えます。 健康や医療に関する正しい情報を入手し、理解して活用する能力のことを指します。
89	41 ～ 47	施策展開では「若年層教育」「企業向け施策」「管理職・意思決定層への働きかけ」を初年度から意識的に組み込むことが重要。	御意見も踏まえて、具体的な取組を検討してまいります。
目指す姿Ⅳ 性別にかかわらず一人ひとりが地域や家庭生活などあらゆる分野で活躍できる社会			
90	49	7行目に自治会などの地域に根差した組織・団体における方針決定の場に女性の参画が進むよう「気運の醸成」とあるが、その具体の記載を望む。	「地域における男女共同参画」は、重点的に取り組む事項として本計画で位置づけており、御指摘の件については、広報資材を用いた啓発や研修の実施等を想定しておりますが、各年度の具体的な取組にあたっては詳細が決まり次第、適切なタイミングで公表させていただければと考えておりますので、原案のままとさせていただきます。
91	8、 49	性別にかかわらず選択する、暮らせる、活躍できる社会の実現を目指すことに異論はないが、個々の性別役割に対する考え方は、生育環境に根差すものであり、現在の高齢者には強く根付いているため改善するのは中々難しいと思う。8頁、図9にある様に女性も男性と同様な感覚を持っていることから、女性の性別役割に関する意識も変革する必要があるかもしれない。 自治会の役員についても多くの女性が尻込みするのが実情であり、これは女性、これは男性と切り分ける必要はなく、お互いの理解のもと、各個人の中にある男性部分と女性部分を使い分ける様な生活ができる施策はないでしょうか。	御指摘の実情があることも踏まえて、誰もが性別にかかわらず希望する生き方・暮らし方、働き方が実現できるよう、本計画にもとづき取組を進めてまいります。
92	49	20～26行目について、県内の市町で、未だに男女共同参画計画が策定されず、女性議員のいない議会があることを踏まえ、啓発にとどまらず、もっと積極的な取組を進めること。	市町の実情に応じて具体的な取組を進めてまいります。
93	49	財政難を理由に「男女共同参画センター」の閉鎖が言われていたが、地域における男女共同参画の拠点である施設の閉鎖はこれから進めていく県の施策にとっても市町にとってもよくない。市町が運営する施設も含め男女共同参画センターが存続できるよう県として取り組むこと。 また、児童館などのパパやママが安心して子育てできる施設や、デイサービスセンターなどの誰もが安心して介護できる施設を適切に整備してほしい。 市町の子育てや介護、男女共同参画への取り組みが市民のために進むように、滋賀県からの指導や助言、財政支援などあらゆる支援をお願いしたい。	すべての市町において、男女共同参画の取組や、誰もが安心して子育て・介護ができる環境の実現に向けて取組が推進されるよう、市町や関係者の声も丁寧にお伺いし、また、国の動向も見ながら、県として必要な役割を果たしてまいります。

No	頁	御意見・情報等	滋賀県の考え方
94	49、53	<p>2025年6月に成立した独立行政法人男女共同参画機構法および関係法律は、「地域における諸課題の解決に取り組む各地の男女共同参画センター等を強力に支援することで、女性に選ばれる地方づくりを後押しする。」とされている。</p> <p>また、国及び地方公共団体の基本的施策の強化及び男女共同参画センターの法的位置づけの項目に連携及び協働の促進が新設され、地方公共団体は「男女共同参画社会の形成の促進を効果的に推進するため、関係者相互間の連携と協働を促進するための拠点（男女共同参画センター）としての機能を担う体制を、単独または共同して確保するよう努める。」とされている。</p> <p>男女共同参画センターの廃止が言われていたが、この計画の主旨から逆行するものであり、県として、各市町と連携し、支援していくことが求められる。</p> <p>ついで、P53の37行目（2）国・市町・経済団体・企業・大学など多様な主体との連携の取組の方向に「市町の実践的な取組を推進する拠点（男女共同参画センター）としての役割・機能を担う施設と体制を確保するよう支援し、県の施策との連携と協働を促進します。」の文章を追加することを求める。</p> <p>他同様の御意見4件</p>	<p>「地域における男女共同参画」は、重点的に取り組む事項として本計画で位置づけており、中でも市町の役割は特に重要であると認識しております。</p> <p>法律の趣旨を踏まえ、市町主管課長会議や研修会などを通じて市町との連携体制の強化に取り組むとともに、市町を含む多様な関係者・機関とのネットワークづくりを支援する等、地域の実情に応じた市町の主体的な取組に対して支援を行う予定であり、その方向性を計画に明記していることから、原案のままとさせていただきます。</p>
95	49	<p>県は「令和7年度に向けた国への政策提言・要望書」で地域からのジェンダー平等推進のために取組拠点の設置運営が必要と、その支援を国に要望されている。また、本プランの第1章にあるように、国は改正男女共同参画社会基本法で地方公共団体に男女共同参画センターの設置を努力義務化された。以上を踏まえ、以下の文章を追加したい。</p> <p>○県内のセンター・オブ・センターとして県内5市の既存センターを支援し、連携して地域の男女共同参画の推進と共に県の男女共同参画を推進する取り組みを進める。</p> <p>○男女共同参画社会基本法の改正に伴い、県内の男女共同参画センター（拠点施設）設立の啓発を行うとともに、設立への支援を行う。</p> <p>他同様の御意見1件</p>	<p>「地域における男女共同参画」は、重点的に取り組む事項として本計画で位置づけており、中でも市町の役割は特に重要であると認識しております。</p> <p>法律の趣旨を踏まえ、市町主管課長会議や研修会などを通じて市町との連携体制の強化に取り組むとともに、市町を含む多様な関係者・機関とのネットワークづくりを支援する等、地域の実情に応じた市町の主体的な取組に対して支援を行う予定であり、その方向性を計画に明記していることから、原案のままとさせていただきます。</p>
96	48	<p>16～17行目の文章を以下のとおり変更願う。</p> <p>政治における男女共同参画は、社会のルールを定める政治の意思の決定の場で正しく女性の声が反映される観点から重要であり、女性の政治参画を進めるための取り組みが喫緊の課題です。</p>	<p>多様な民意を反映させるという観点で男女共同参画を進めることが重要であるため、原案のままとさせていただきます。</p>
97	49	<p>16～17行目「政治における男女共同参画は、地域に多様な民意を反映させる観点から重要であり」と記載されている。</p> <p>男女はほぼ半数でありながら、議会の場では女性が圧倒的に少数である状況を踏まえ、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されたと認識。</p> <p>政治における男女共同参画は、社会におけるルールを定める政治の意思決定の場で正しく女性の声が反映されることが必要であるという観点から重要であり、その結果、地域に多様な民意も反映されると考えるので、検討を願う。</p>	<p>御意見として承ります。</p>

No	頁	御意見・情報等	滋賀県の考え方
98	49	30行目「政治分野における取組の推進」について、政治分野のうしろに「政策決定の場へ」と文言を追加いただきたい。	その他の分野も含め、それぞれの取組の方向の中で、政策や方針決定過程における男女共同参画の推進に取り組むことを明記しているため、原案のままとさせていただきます。
99	49	30行目、政治分野における取組の推進について、パートナーしがプラン2025で実態調査・情報収集をされた結果にしては、具体的に表していないのはなぜか。	本計画は令和8～12年度の間男女共同参画に関する取組の方向を示したものであり、各年度の具体的な取組については、毎年度、適切なタイミングで皆様にお知らせしたいと考えているためです。
100	49	30行目、政治分野における取組の推進について、パートナーしがプラン2025で記述されていた「社会的障壁の状況について実態調査・情報収集に努め」が今回削除されている。実態調査や情報収集ができたので削除されたのなら、その結果を公表されたのか。それとも今回は必要性が認められなかったということか。 政治分野に関する文言はわずか2行で前回のプランとほぼ同じであり、「促進を図るための啓発」にとどまらず、具体的な事業を実施する中で政治参画の理解を深め、すそ野を広げて人材育成につなげるなど、積極的なプランを立てていただきたい。 また、プランの中で政治分野の扱いがむずかしいことは理解するが、今回「政治・行政」とひとくりにされたことに疑問を感じる。昨年のGGIで日本は148カ国中118位、特に政治・経済分野の取り組みの遅れが主原因ということも、今回のプランでたった2行の政治分野の扱いをみれば当然だと考える。	実態調査や情報の収集も含め、政治分野において女性が活動しやすい環境整備を進めることとしておりますので、原案のままさせていただきます。 また、政治分野における男女共同参画については、その分野における独自の取組の重要性もさることながら、働く場に関する取組を総合的に進めることも重要であると考えており、いただいた御意見も踏まえながら、具体的な取組を検討してまいります。
101	49	政治・行政における男女共同参画は、非常に重要と考える。どの組織でも女性（女性に限らずマイノリティとしての何らかの属性を持っている人たち）が一定以上のパワーを発揮するのに3割以上が必要と言われている。政治分野では特に市民の生活に関わる決定がなされる重要な場であり、そこでジェンダーバランスの不均衡が起きるとマイノリティの人々にとって本当に必要な施策が行われない可能性がある。 海外ではフランスにおけるパリテ法で平等を目指す取り組みが行われており、罰金制度もあるがまだ平等には至っていない。しかし女性が占める割合は3割を超えているようだ。 いまだに日本は努力義務程度であり、推進できているとは言えない状況である。県で独自の基準を設けて男女の格差を埋める仕組みを具体的に進めてほしい。	政治分野において、県だけで独自の基準を設けることは、現状、困難であると考えておりますが、働く場での女性活躍を推進することはもとより、政治分野での女性参画が進むよう、女性が活動しやすい環境の実現に向けて取組を進めるとともに、政治意識の向上や政治参加の促進を図るための啓発等を行います。
102	49	40～41行目の「人材の発掘と育成に努め」の主語が分かりにくい。	御意見を踏まえて、下記のとおり修正します。 【修正前】 ○県の附属機関の委員について、推薦団体への協力要請や人材の発掘と育成に努め、あて職規定の見直しも含め、女性の少ない附属機関の解消など女性委員の登用拡大を進めます。 【修正後】 ○県の附属機関の委員について、あて職規定の見直しや推薦団体への協力要請、関係機関との連携による人材育成等を進めることで、女性委員の登用拡大を図ります。

No	頁	御意見・情報等	滋賀県の考え方
103	50	30～31行目の「JA役員等への女性登用を進める」、38～39行目の「森林組合理事など経営層への女性参画に向けて取組を進めます」の主語が分かりにくい。	御意見を踏まえて、下記のとおり修正します。 【修正前】 ○地域農業における方針決定過程への女性参画としてJA役員等への女性登用を進めるとともに、～。 ○～ ○～森林組合理事など経営層への女性参画に向けて取組を進めます。 【修正後】 ○地域農業における方針決定過程への女性参画としてJA役員等への女性登用が促進されるよう取組を進めるとともに、～。 ○～ ○～森林組合理事などの経営層への女性参画が促進されるよう取組を進めます。
104	51	子どもへの虐待言動に悩む母親を対象とした活動の中で母親たちは子ども達の言動に翻弄されていることと同じくらい、父親である夫の、子育てへの無関心とも取れる言動にストレスを抱えておられる。子育ては、決してきれいごとでは済まない、リアルな生活の一部である。	御意見も踏まえて、具体的な取組を検討してまいります。
105	51	男性が家事・育児・介護等に参画したいという思いがあっても、職場環境によっては人員不足や業務量過多により、取得しづらい風土が続いている。 意識改革も大事だが、残された者が取得を歓迎して勧めるためには、実現のための財政的支援や社会構造の抜本的な見直しを図る必要があると考える。	男性の家事・育児・介護等への参画を進めるためには、意識醸成に向けた取組に加え、御指摘の状況も含め、企業の実情に応じた取組を進めることが重要であると考えております。どのような現状・課題があるのか、関係の皆様にご意見を伺いながら、まずは国で用意されている既存の支援制度の活用を視野に、具体的な取組を検討していければと考えております。
106	24、25、51	図38を見る限り、家事の殆どを女性が担っていることが分かるが、ゴミ捨ては男性が担っている場合が多い。家事を実践する男性が少ないのは、実践したくてもやり方が分からないといった理由が大きいと思う。実際時間に追われている「私がやった方が早い」と考えていることも多々あるのではないかと。時間的な余裕を持てる生活スタイルを実現する後押しをするのも良いのではないかと。	御意見も踏まえて、具体的な取組を検討してまいります。
107	52	32行目に介護者の負担軽減を図るとあるが、要介護者側に立った言語が見当たらない。要介護者は常に“すまない”“申し訳ない”と恐縮する存在に読み取れてしまう。措置から契約に代わり消費者としてケアサービスを選択可能にできる制度のはずであり、せめて介護者の負担軽減の前に要介護者の意思を尊重し、介護者の負担軽減を図ることができないか。	御意見を踏まえて以下のとおり文章を修正いたします。 【修正前】 ○市町と連携してサービス基盤の整備を進めるなど、介護サービスの一層の充実を進め、介護者の負担軽減を図ります。 【修正後】 ○市町と連携してサービス基盤の整備を進めるなど、利用者ニーズに応じた介護サービスの一層の充実を進め、介護者の負担軽減を図ります。

No	頁	御意見・情報等	滋賀県の考え方
第5章 計画の総合的な推進			
108	53	<p>7～9行目に記載のある「関係機関」が何を指すのかわからない。 また、主語が「県立男女共同参画センター」なので、「県」の取組を推進するというのは違和感。</p>	<p>御意見を踏まえて、下記のとおり修正します。</p> <p>【修正前】 県立男女共同参画センターは、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進する総合的な拠点施設であり、関係機関との連携を深め、県、事業者、地域団体、NPO、大学等および市町の実践的な取組をより一層推進していく必要があります。</p> <p>【修正後】 県立男女共同参画センターは、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進する総合的な拠点施設として、事業者や地域団体、NPO、大学、市町等との連携を深め、それぞれの実践的な取組をより一層推進していく必要があります。</p>
109	53	<p>7～9行目の記載をはじめ、本計画に記載の様々な事業において、NPO等の民間団体との協働・連携が記載・想定されているが、他の自治体の例を踏まえると、協働・連携することが適当でない民間団体も想定されることから、県、市町村、並びに男女共同参画センター等の責務として、「民間団体との連携・協働に際し、候補となる民間団体に関する情報収集に努め、団体の適格性を把握する必要がある」と記載されてはいかがか。</p>	<p>これまでの「滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画」において、御意見のような文章は記載しておりませんが、多種多様な形態の連携・協働がある中、その内容に応じて様々な観点から、連携・協働の相手先として適切かどうか等を個々に判断し、効果的な事業の実施に努めてまいりました。 引き続き、連携・協働の相手先については適切な確認を行い、効果的な事業の実施に努めてまいりますので、原案のままとさせていただきます。</p>
110	53	<p>22～24行目について、計画の実施状況の評価をどのように行うかを記載されてはいかがか。 また、事業に対する市民の理解を深めることが、本計画の実効性に大きく寄与すると考えられることから、その評価は市民に対して公開されるべき。「計画の実行状況は年度毎に〇〇会議によって確認し、その結果をホームページにて公開する。」と記載されてはいかがか。</p>	<p>本県が行う男女共同参画に関する施策については、条例に基づき、その実施状況を、毎年、男女共同参画審議会に報告しております。その中で、総括として、各種事業の課題や成果、目標の達成状況等を委員に報告し、御審議いただくとともに、資料や議事概要を、ホームページにて公開しているところです。 効果的な評価や公表等の具体的な手法については、今後も、様々な方の御意見も伺いながら、検討してまいりたいと考えておりますので、原案のままとさせていただきます。</p>
111	53	<p>22～24行目について、計画全体の評価と併せて、「県並びに自治体は、個々の事業について事務事業評価を行いその結果を公開する」と記載されてはいかがか。 本計画は多様かつ多数の事業・活動を包含するものであり、全体の評価のみでは市民の理解を深めることが難しいため、個々の事業をしっかりと評価することで個々の市民が自分に関係する事業について知ることができるようになり、理解が深まることが期待される。</p>	<p>個々の事業を評価することは重要であると考えており、各種事業の課題や成果、目標の達成状況等を男女共同参画審議会委員に報告し、御審議いただくとともに、その資料や議事概要を、ホームページにて公開しているところです。 御提案いただいている文章については、22～24行目に記載の文章に包摂されるものと考えておりますので、原案のままとさせていただきます。</p>

No	頁	御意見・情報等	滋賀県の考え方
112	53	<p>29～31行目のジェンダー主流化について、すべての政策、施策および事業にジェンダーの視点を取り込むとしていることを評価したい。しかし、「ジェンダーの視点を取り込む」は何をすることなのかははっきりしていない。国際的には、ジェンダー視点の主流化とは、あらゆる分野のすべてのレベルにおける取組が及ぼし得る女性と男性への異なる影響を精査するプロセスに、女性と男性の関心事と経験を統合し、女性と男性が平等に恩恵を受け、不平等が持続しないための戦略であると言われている。700の事業について点検をした自治体もあり、参考にされたらどうか。</p>	<p>本県では、「滋賀県男女共同参画・女性活躍推進本部」を設置し、すべての施策で男女共同参画の視点を重視し、ジェンダー・ギャップを解消する取組を推進しているところです。</p> <p>御意見も踏まえて、以下のとおり文章を修正いたします。</p> <p>【修正前】 ○全ての政策、施策および事業にジェンダーの視点を取り込むジェンダー主流化を推進します。</p> <p>【修正後】 ○あらゆる分野におけるジェンダー平等の実現を目指して、<u>固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女それぞれのニーズや影響を考慮する視点をもって、すべての政策や施策、事業を進めるジェンダー主流化を推進いたします。</u></p> <p>その他、いただいた御意見については、具体的な取組を進める上で参考といたします。</p>
政策目標・事業目標・参考指標			
113	55	<p>事業目標①「男女共同参画センターが実施する研修を受講した人のうち無意識の思い込みに関する気づきがあった人の割合」について、県民のどの程度の人が受講されるのかが明確でない。</p> <p>また、無意識の思い込みを測定することは非常に困難であり、どのような方法で「気づき」を測定するのか、その具体的な方法論について、検討されたい。</p>	<p>男女共同参画意識の醸成に向けては、県の各部署が一丸となって、また国・市町、企業や関係団体と連携しながら様々な広報・啓発に取り組んでいるところですが、その中から、県における代表的な取組として、この事業目標を設定しており、できる限り多くの方に御参加いただきたいと考えています。</p> <p>また、この「無意識の思い込みに関する気づき」には、「無意識の思い込みにとらわれないことの重要性に気づいた」といった例も含める方向で検討しております。</p> <p>御指摘いただいた無意識の思い込みを測定するための具体的な方法については、国での調査・研究等も踏まえながら、県でどのようなことができるか、対応を検討してまいりたいと考えます。</p>
114	55	<p>事業目標①に記載の男女共同参画社会づくりのための副読本について、活用率が年々低下している。学校の教育現場で活用してもらうための具体的な取組が重要である。</p>	<p>活用いただきやすい内容にすることや、教職員に対する意識啓発など、教育委員会と連携を図りながら、学校における副読本のさらなる活用に向けて取組を進めてまいります。</p>
115	55	<p>事業目標②に記載の男女共同参画社会づくりのための副読本の活用率について、パートナーしがプラン2025では、令和2年度の実績61.3%、令和7年度の目標100%となっていたが、今回、令和6年度の実績が56.8%と5%近く下がっているにもかかわらず第2章の現状と課題で分析もされていない。しかも目標は令和12年度100%であり、安易に設定されたのか、その根拠を疑いたくなる。</p> <p>教育は子どもたちが男女共同参画を学び、誰もが性別にかかわらずその人らしく生きられる社会をつくるためにとりわけ重要。数値が下がった原因を調査し、令和12年に目標値100%に到達できる具体的な取組を実行していただきたい。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大前である令和元年度の活用率76.3%を踏まえるとともに、若年層への働きかけの重要性を鑑みて、すべての小中高等学校で活用いただくことを目指して、目標を設定いたしました。</p> <p>関係の皆様は状況や御意見を伺い、効果的な広報・啓発の手手法も検討しながら、目標達成に向けて加速的に取組を進めてまいります。</p>

No	頁	御意見・情報等	滋賀県の考え方
116	56	事業目標④「県が毎年度養成する防災士に占める女性割合」について、自治会長に女性が少ないという現状もあり、女性防災士を増やすことが地域の防災力向上につながるのか疑問。日頃から男女の関係がフラットでないと女性防災士が増えても、実際の活動に結びつかないのではないかと。	県が養成する防災士は、主に地域の防災活動において中心的に従事いただくことを想定して市町から推薦をいただいております。また、「女性の代表または副代表のいる自治会の割合」についても令和12年度に17.0%を目指すという目標を設定し、取組を進めていくこととしております。 御意見でいただいた視点も踏まえて、自治会・防災における男女共同参画の推進に向けて効果的な取組が行えるよう努めてまいります。
117	57	政策目標の②で掲げる「男女間賃金格差」には、非正規雇用で働く人の賃金は算入されているか。算入されていないのであれば、非正規雇用で働く女性が多い本県の状況を踏まえると、違和感を感じる。	政策目標として掲げる「男女間賃金格差の縮小」には、非正規雇用労働者の賃金も算入しておりますが、正規・非正規ともに短時間労働者の賃金は算入しておりません。 男女間賃金格差の縮小に向けては、女性が「仕事」と「出産・育児」の二者択一を迫られることなく、継続的にキャリア形成できる環境を整備することが極めて重要であると考えております。 令和6年度に実施した滋賀県男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査によると、女性の非正規の職員・従業員で正規の職員・従業員を「希望する」「条件が合えば希望する」と答えた人の割合は73.8%となっており、そのうちの48.0%が正規の会社員等として働いていない理由に「妊娠・家事・育児・介護等の家庭の事情で、フルタイムや残業、休日出勤などの働き方が難しいため」を挙げておられることから、政策目標「男女間賃金格差の縮小」に向けた取組は、こうした方々の希望の実現にも寄与すると考えております。
118	57	政策目標の②で掲げる男女間賃金格差の縮小に向けて、具体的にどのような政策によって取り組むのか不明確。滋賀県女性活躍推進企業認証制度は具体的なものとして記載されているが、県の取組がどのような成果を上げているのかも含めて県民に周知することで、さらなる効果が発揮されるのではないかと。 他同様の御意見1件	男女間賃金格差の縮小に向けては、女性が「仕事」と「出産・育児」の二者択一を迫られることなく、継続的にキャリア形成できる環境を整備することが極めて重要であると考えております。「滋賀県女性活躍推進企業認証制度」の更なる普及拡大の他、経営者層等を対象としたセミナーや交流会の開催、男性の家事・育児・介護等への参画促進等に、関係団体と連携しながら取り組むことを本計画に明記しておりますので、原案のままとさせていただきます。 いただいた御意見については、具体的な取組の参考といたします。
119	57	事業目標⑤「起業家に占める女性割合」について、例えば、自宅で、できるパン作りのような趣味的な事業に支援をすること、家事・労働等を前提とした事業に対して支援を行う起業支援には懸念を抱く。支援する内容の精査に努められたい。	一人ひとりが希望する暮らし方や働き方に応じた起業支援を実施するとともに、起業後も、事業継続・事業拡大に向けた相談支援や起業家同士のネットワークづくり等に取り組むことで、起業分野における女性活躍を推進します。
120	58	国の計画では自治会の女性代表の割合のみを目標としているが、県の掲げる事業目標①では、あえて副代表も目標に算入されているという理解でよいのか。	自治会の方針決定過程において男女共同参画の視点を確保できるかという観点と、現在の女性代表の割合を踏まえて設定しており、そのように理解いただいて、問題ございません。
121	58	事業目標①に掲げている「女性の代表または副代表のいる自治会の割合」について、自治会のトップと副では組織内でも、対外的にも位置づけが大きく違うことから、代表と副代表を分けることを望む。	現在の女性代表の割合を踏まえ、まずは、副代表も含めた目標の達成を目指したいと考えておりますので、原案のままとさせていただきます。

No	頁	御意見・情報等	滋賀県の考え方
122	58	事業目標の⑤で掲げる「研究者・技術者の女性割合」を掲げられているが、教育段階で、性別に関わらない意識醸成が極めて重要であることから、教育分野に力を入れられたい。	御意見も踏まえて、具体的な取組を検討してまいります。
その他			
123	—	パートナーしがプラン2025よりも消極的な内容に感じる。	御意見として承ります。
124	—	本計画には予算に関する記述がないが、政策を行う以上県民に対し使用する予算を具体的に示す必要がある。本政策を実行するにあたり執行予算額を示すこと。（人件費等も算入した一般的な企業での見積金額を示すこと。） また、今後の男女共同参画に関する政策に係る予算額を概算で構わないので提示すること。（関係する人件費も算入した金額で提示を願う。）	本計画は令和8～12年度までの間の男女共同参画に関する取組の方向等を記載しているものであり、御指摘のとおり各年度における予算額は明示しておりません。各年度の予算額については、毎年度、適切なタイミングで公表してまいります。 なお、所属によっては、男女共同参画以外の事業を複数実施している等の事情から、男女共同参画に関する事業にかかった人件費のみを、正確に算出することは困難であるため、人件費を除いた事業費として公表する可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。
125	—	目標や指針だけでは限界があることもまた事実。女性活躍の実現には、税制、社会保障、保育サービスなど、より広い政策パッケージと一体的な推進が不可欠であることを改めて指摘しておく。本政策の制定に費やす行政リソースを、減税や交通税への充当の検討に向けた方が、県民の手取り増加、生活向上につながるのではないかと。減税こそが最大の福祉であることをどう分析しているのか。減税を行った場合と、本政策を行った場合の経済効果分析の結果を示すこと。効果分析を行っていない場合、なぜ行わないのかの理由を示すこと。 他同様の御意見1件	本計画は、男女共同参画という人権保障を最大の理念としておりますが、ひいては、経済的な好影響も、もたらすものと考えております。一方で、その内容は一様でないため、試算は困難です。御意見として承ります。
126	—	人事部もない中小企業もあり、本政策の効果を調査すれば、その対応だけで一日つづれる会社もある。中小企業にどの程度の負担がかかるのか試算している内容を示すこと。試算していない場合、追加の対応コストが見込まれるので、その場合の責任の所在を明確に示すこと。	本県や国、市町等、様々な主体の調査が想定され、一概に試算は困難ですが、いただいた御意見については、調査を実施する際の参考といたします。
127	—	啓発や情報提供といった文言が散見されるが、その詳細な説明が必要ではないか。	男女共同参画社会の実現に向けて、子ども・若者をはじめ、あらゆる世代へに対する広報・啓発が重要であることを踏まえ、すべての分野の取組において、広報・啓発を位置づけているところです。 各年度の具体的な取組については詳細が決まり次第、適切なタイミングで公表させていただければと考えておりますので、原案のままとさせていただきます。
128	—	県が作成しているパンフレットについて、入手方法や啓発方法の工夫が必要ではないか。	御意見も踏まえ、様々な関係団体にも御意見・御協力をいただきながら、効果的な広報・啓発に努めてまいります。
129	—	各頁の下段に記載している用語説明について、後ろ頁にまとめた用語集もつけていただきたい。	冊子とは別に本計画の用語集を作成し、HPで公表する等の対応を検討いたします。

No	頁	御意見・情報等	滋賀県の考え方
130	—	「取組」「取り組み」の表示を統一するほうが読みやすいのではないか。	文章によってかき分けておりますので、原案のままとさせていただきます。
131	—	「夫婦」という表記では、法律婚していないカップルが含まれないことから、同性婚等多様なカップルを含む、「パートナー」という表記が望ましいのではないか。	<p>調査の際の表記や例示として表記しているものを除き、御意見を踏まえて、以下のとおり修正いたします。</p> <p>【修正前】 P 9 安全・安心な暮らし（1）【DVの経験】 ・夫婦や恋人間で起きる暴力について、～。</p> <p>P 24 【家事・育児・介護等における夫婦の役割分担】 ・家事・育児・介護等における夫・妻との役割分担について～。</p> <p>P 40②妊娠・出産等に関する支援 ○～悩む夫婦に対して、～を行い、夫婦が治療について主体的に決定～。 ○夫婦が家族や職場、社会から受ける様々な圧迫感や不妊治療に対する不安感、閉塞感、孤独感などの精神的な悩みに対して相談支援を行います。</p> <p>【修正後】 P 9 安全・安心な暮らし（1）【DVの経験】 ・夫婦や恋人など親しい人間関係の中で起きる暴力について、～。</p> <p>P 24 【家事・育児・介護等における配偶者（パートナー）との役割分担】 ・家事・育児・介護等における男女の役割分担について～。</p> <p>P 40②妊娠・出産等に関する支援 ○～ ○～悩む夫婦等のパートナーに対し、～を行い、そのパートナーが治療について主体的に決定～。 ○家族や職場、社会から受ける様々な圧迫感や不妊治療に対する不安感、閉塞感、孤独感などの精神的な悩みを抱える夫婦等のパートナーに対して相談支援を行います。 ○～ ○～</p>